

報告第3号

平成30年度飛騨市水道事業会計予算繰越計算書について

別紙事業について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用するので、同条第3項の規定に基づき、平成30年度飛騨市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和元年6月17日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

平成30年度飛騨市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						建設改良積立金	不用額		
1. 資本的支出	1. 建設改良費	東雲導水管布設替事業	円 11,880,000	円 0	円 11,880,000	円 11,880,000	円 0	円 0	用地買収の交渉に不測の日時を要し、設計業務の年度内完了が困難となったため
		軌道横断管整備事業	37,103,000	0	37,103,000	37,103,000	0	0	工事負担金の支払い対象工事が繰越となったため
		祢宜ヶ沢上橋架替関連配水管布設事業	7,119,000	0	7,119,000	7,119,000	0	0	東海旅客鉄道(株)との近接協議に不測の日時を要し、設計業務の年度内完了が困難となったため
合 計			56,102,000	0	56,102,000	56,102,000	0	0	